

基本指針の改正について

平成26年9月
中小企業庁
小規模企業振興課

小規模企業支援法に基づく基本指針について

- 平成5年に成立した「小規模企業支援法」に基づき、経済産業大臣は、商工会及び商工会議所に対して、小規模事業者の振興のあり方を示すものとして、基本指針を定めている。
- 今般の法改正に伴い、基本計画の4つの目標を踏まえつつ、基本指針を改正する。

小規模企業振興基本法の成立と小規模企業支援法の改正

小規模企業振興基本法

小規模企業の振興に関する施策の基本方針を規定。

基本計画(第13条)

施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定

基本方針(第6条)

- ①需要に応じた商品の販売、新事業展開の促進
- ②経営資源の有効な活用、人材育成・確保
- ③地域経済の活性化に資する事業活動の推進
- ④適切な支援体制の整備

基本計画の4つの目標

1. 需要を見据えた経営の促進
顔の見える信頼関係をより積極的に活用した需要の創造・掘り起こし
2. 新陳代謝の促進
多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出
3. 地域経済の活性化に資する事業活動の推進
地域のブランド化・にぎわいの創出
4. 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備
事業者の課題を自らの課題と捉えたきめ細かな対応

小規模企業支援法の改正

商工会及び商工会議所が総力を挙げて小規模企業を応援していくため経営発達支援事業を新たに規定。

経営発達支援事業(第5条)

- ①経営資源の内容、財務内容等の経営の状況分析
- ②事業計画の策定・実施に係る指導及び助言
- ③需要の動向、地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- ④広報、商談会、展示会、即売会等の需要開拓に寄与する事業

基本指針の改正 案について

現行の基本指針

法第3条第2項に基づき構成

前文 背景

- (第1号) 第1 経営の改善発達の基本的な方向
- (第2号) 第2 経営管理に関する指導等
- (第3号) 1. 経営改善普及事業の内容
2. 経営改善普及事業の留意すべき点
3. 連携事業の内容
- (第4号) 第3 事業の共同化に寄与する施設の設置
1. 基盤施設事業の内容
2. 基盤施設事業の留意すべき点 等
- (第5号) 第4 地区内の商工業の発展のために行う
他の事業との関係に関する事項
- (第6号) 第5 商工会連合会又は日本商工会議所が
行う商工会又は商工会議所に対する指導
- (第7号) 第6 その他

- ・小規模事業者の振興の基本原則を、「成長発展」のみならず、「事業の持続的発展」と位置付け。
- ・顧客ニーズや自らの強み・弱みを踏まえた事業計画に基づく経営の推進が特に重要。
- ・基本計画の4つの目標を位置付け。
- ・創業、経営革新、事業の円滑な承継又は事業の継続が見込まれない場合の円滑な廃止。
- ・国、自治体の各種制度に関するきめ細かな指導、情報収集・提供。小企業者への配慮。
- ・経営発達支援事業
「経営発達支援事業」は「経営改善普及事業」の中でも特に重点的に実施する事業であり、小規模事業者の経営の発達に特に資するものとする。
- (1) 内容
 - ① 小規模事業者の経営状況の分析
 - ② 需要を見据えた事業計画の策定・実施に係る伴走型の指導・助言
 - ③ 商品、サービスの需要動向、地域の経済動向に関する情報の収集、提供等
 - ④ 広報、商談会・展示会等の開催又は参加、需要の開拓に寄与する事業
- (2) 事業期間 3年～5年
- (3) 留意すべき点
 - ・目標は、商工会及び商工会議所の支援機関としての役割を踏まえ、地区内における小規模事業者の振興の在り方を含める。
 - ・事業の評価・見直しをするための仕組みを設ける。必要に応じて定量的な指標、目標も設ける。
 - ・小規模事業者に関する基礎的な情報は定期的に収集する。
 - ・広域連携により、地域の需要動向や支援ノウハウの情報交換に努める。
 - ・人材育成、組織内で支援ノウハウを共有する体制の整備。
 - ・ヒアリングによる伴走型の支援。
 - ・地域全体として一体となった地域経済の活性化。
 - ・地方公共団体の振興施策の方向性の一致。
 - ・小企業者への配慮。
 - ・上記取組を通じ、小規模事業者の課題を効果的・迅速に解決し、地区内の小規模事業者の振興を図るものとする。

- ・全国の経営発達支援事業における先進事例の共有
- ・経営発達支援計画の作成、実施を積極的に指導、支援
- ・需要の動向、支援ノウハウ等の情報の提供